



新青森県総合運動公園50mプール

# 私たちの

# 生活と税金

私たちの生活をより豊かで住みよいものにするため、国や県、市町村では、教育、福祉、道路整備、産業や文化の振興、防災活動などの行政サービスを行っています。また、近年では、人口減少・高齢化社会に備えた社会保障の充実など、行政の果たす役割はますます大きくなっています。

このように、私たちの生活に深いかわりをもち、広い範囲にわたる仕事を実行していくためには、何よりも税金の存在が欠かせません。中でも、県や市町村がみずからの手で得た地方税は、地域の事情に応じたきめ細かい行政サービスを行うためにも重要な財源です。

このリーフレットによって、私たちの生活とかかわりの深い地方税への理解を深めていただければと思います。

# 「税金」とは？

## ～憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」～

国や地方公共団体は、行政活動を通じ、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスなどを提供していますが、そのような行政活動に必要な経費を私たちは税金という形で負担しています。

国が課す税金を「国税」といい、都道府県や市町村が課す税金を「地方税」といいます。地方税はさらに、都道府県が課す「都道府県税」と、市町村が課す「市町村税」に分けることができます。このリーフレットでは地方税を中心に説明していきます。

## 主な県税と市町村税

### 住民と税金

#### 個人の住民税（県税、市町村税）

県や市町村が行う住民に身近な行政サービス（教育、福祉、道路整備、防災など）に必要な費用を住民に広く負担してもらう税金です。個人の県民税（県税）と市町村民税（市町村税）をあわせて、一般的に個人の住民税とよんでいます。

個人の住民税は、市町村において課税・徴収され、県民税分は市町村から県に払い込まれます。

#### ●納める額

均等割（所得の多少にかかわらず、一定の額を納めるもの）と所得割（その人の前年中の所得に応じて納めるもの）の合算額となります。各自治体の条例で定めることになってはいますが、おおよそ右のとおりです。

なお、障がい者や未成年者などで、前年中の所得が一定以下の人については、均等割や所得割は課されません。

#### ●納める方法

- (1)会社などからの給与所得者は、給与を支払っている会社などが毎月の給与から差し引いて市町村に納めます。
- (2)65歳以上の年金受給者で納税義務のある人は、年金から引き落とされます。
- (3)(1)と(2)以外の方は、3月15日までに前年中の所得を市町村に申告し、その後市町村から送付される納税通知書により納めます。

### 消費と税金

#### 地方消費税（県税）

物品やサービスの消費に広く公平に負担を求める税金で、国内で行われるほとんすべての取引や輸入取引を課税対象としています。取引の各段階で重複のないように課税され、取引を行う事業者などが申告して納めます。最終的には商品を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することになります。

私たちが負担する消費税10%のうち、7.8%が消費税（国税）、2.2%が地方消費税（県税）です。

令和元年10月1日の消費税および地方消費税8%から10%への引上げと同時に軽減税率制度が導入され、飲食物品（酒類・外食を除く）や週2回以上発行される新聞には軽減税率（8%）が適用されています。



#### ●納める人（納税義務者）

	市町村内に住所がある人	市町村内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人
均等割	○	○
所得割	○	—

#### ●納める額（年額）

	県民税	市町村民税
均等割	1,000円	3,000円
所得割	前年の所得×4%	前年の所得×6%

※令和6年度から個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を森林環境税(国税)として市町村が課税・徴収しています。



# 自動車と税金

自動車や軽自動車を取得した場合、以下の税が課されます。

- 自動車税環境性能割 (県税) または 軽自動車税環境性能割 (市町村税)
- 自動車重量税 (国税)
- 消費税 (国税) および 地方消費税 (県税)

また、取得後も、所有者には毎年、自動車税種別割 (県税) または 軽自動車税種別割 (市町村税) が課される<sup>※</sup>ほか、継続検査 (車検) 時には自動車重量税が課されます。

なお、自動車の燃料にも、消費税および地方消費税のほかに、ガソリンには揮発油税 (国税)、ディーゼル車に使う軽油には軽油引取税 (県税) が課されています。

<sup>※</sup>完納になっていなければ、継続検査 (車検) を受けることができません。



## 自動車税環境性能割 (県税)、軽自動車税環境性能割 (市町村税)

### ●納める人

新車・中古車を問わず自動車や軽自動車を取得した人に課されます。ただし、取得価額が50万円以下の場合や一部の車種には課されません。

なお、一定の範囲の身体障がい者や精神障がい者のためにもっぱら使用する場合には、申請により減免されます。

### ●納める額

燃費性能等に応じて、取得価額の0.5~3%です。

## 自動車税種別割 (県税)

### ●納める人

毎年4月1日時点で、自動車 (二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車・小型特殊自動車を除く) を所有している人に課されます。

なお、一定の範囲の身体障がい者や精神障がい者のためにもっぱら使用する場合には、申請により減免されます。

### ●納める額

車の種類や総排気量などで決められています。たとえば乗用車の場合は右のとおりです。

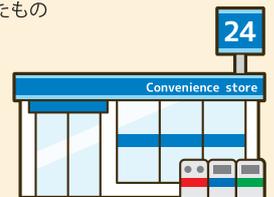
### 自動車税種別割のグリーン化

自動車環境対策のため、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減 (軽課) し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車には税率を重く (重課) する「グリーン化特例」が平成14年度から実施されています。

### ●納める方法

県から送付される納税通知書により、銀行やコンビニなどで6月に1年分を納めます。

なお、青森県では、インターネット上の専用サイトやスマートフォンアプリを利用して、クレジットカード、インターネットバンキング、電子マネーで納めることもできます。



### ●納める額 (年額)

車種	区 分	営業用	自家用(※)
乗用車	総排気量1,000cc以下・電気自動車	7,500円	25,000円
	総排気量1,000ccを超え1,500cc以下	8,500円	30,500円
	総排気量1,500ccを超え2,000cc以下	9,500円	36,000円
	総排気量2,000ccを超え2,500cc以下	13,800円	43,500円
	総排気量2,500ccを超え3,000cc以下	15,700円	50,000円
	総排気量3,000ccを超え3,500cc以下	17,900円	57,000円
	総排気量3,500ccを超え4,000cc以下	20,500円	65,500円
	総排気量4,000ccを超え4,500cc以下	23,600円	75,500円
	総排気量4,500ccを超え6,000cc以下	27,200円	87,000円
	総排気量6,000ccを超えるもの	40,700円	110,000円

(※)令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの

## 軽自動車税種別割 (市町村税)

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する人に課されます。税額は総排気量や定格出力の違いなどによって決められています (たとえば、軽自動車 (660cc 以下) で四輪以上・乗用・自家用の場合は10,800円です)。

なお、一定の範囲の身体障がい者や精神障がい者のためにもっぱら使用する場合には、申請により減免されます。

# 不動産と税金

不動産を取得した場合、以下の税が課されます。

- 不動産取得税 (県税)
- 登録免許税 (国税)
- 消費税 (国税) および地方消費税 (県税) ※建物のみ

また、取得後も、不動産を所有することにより、毎年、固定資産税 (市町村税)、都市計画税 (市町村税) や特別土地保有税<sup>※</sup> (市町村税) が課されます。

※特別土地保有税については、平成15年度以降の課税は停止されています。



## 不動産取得税 (県税)

### ●納める人

土地 (田、畑、宅地、山林など) を売買、交換、贈与などにより取得した人や、家屋 (住宅、店舗、工場、倉庫など) を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人に課されます。

なお、相続などにより土地や家屋を取得した場合には課されません。

### ●納める額

不動産の価格の4% (平成20年4月1日から令和9年3月31日までの住宅または土地の取得については3%) です。不動産の価格とは、実際の取引価格や建築費ではなく、原則として、固定資産課税台帳<sup>※</sup>に登録されている価格のことです。

床面積などが一定の要件に当てはまる住宅とその敷地の取得については軽減措置が講じられています。

※固定資産課税台帳とは、固定資産の所在、所有者、評価額などを明らかにするために市町村が管理している台帳のことをいいます。

### ●納める方法

県から送付される納税通知書により、定められた期限までに銀行やコンビニなどで納めます。

なお、青森県では、インターネット上の専用サイトやスマートフォンアプリを利用して、クレジットカード、インターネットバンキング、電子マネーで納めることもできます。

### ●課税の対象

## 固定資産税 (市町村税)

### ●納める人

毎年1月1日に固定資産を所有している人に課されます。課税の対象となる固定資産は右のとおりです。

### ●納める額

通常は、固定資産の価格の1.4%です。

固定資産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格のことです。

### ●納める方法

市町村から送付される納税通知書により、銀行などで納めます。納期は主に5月、7月、9月、11月の4回に分けられます。

### ●マイホームの軽減措置

住宅用地については、所有者の税負担を軽減するため、固定資産の価格が家屋の床面積の10倍までの部分については3分の1に、200 m<sup>2</sup>以下の部分については6分の1になります。

このほか、床面積などが一定の要件に当てはまる新築住宅については、その住宅について新たに課されることとなった年度から3年度分に限り、固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。

土地	田、畑、宅地、山林など	
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫などの建物	
償却資産	構築物、機械装置、船舶、工具などの事業用資産で、法人税または所得税の計算上、減価償却する資産	

# 財政を支える税金

近年、人口の高齢化が進み、社会保障の充実など、行政への期待はますます大きくなっており、県や市町村がそれらの仕事をするための費用も今後ますます増加していくことが見込まれています。

県税や市町村税のように、みずからの手で得ることのできる財源を自主財源といい、行政活動の自主性や、そのために必要な財源を確保するためには欠かすことのできないものです。

県税や市町村税は、地域の事情に応じたきめ細かい行政サービスの費用に充てられるため、県や市町村にとっては非常に貴重な財源となっています。

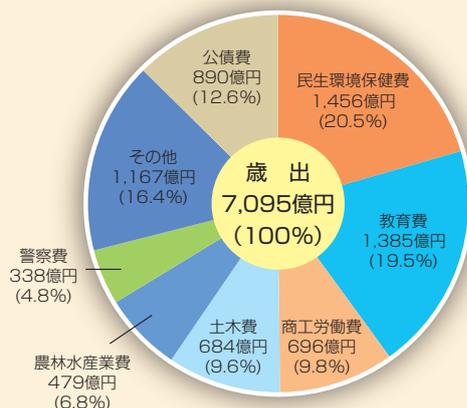
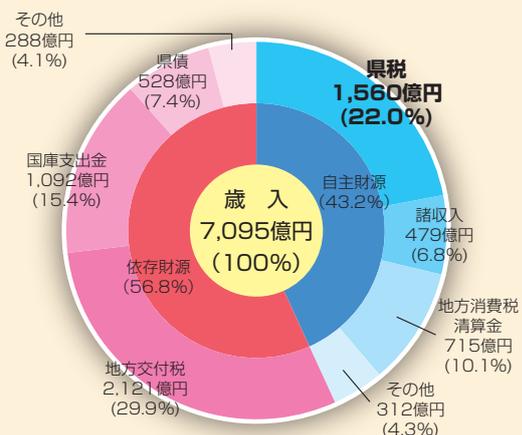
## 青森県の財政

青森県の令和7年度の一般会計当初予算は、歳入・歳出ともに7,095億円となっています。歳入予算の内訳をみると、県税による収入は全体の22.0%を占めています。

県税は、自主財源の約半分を占めており、私たちの生活を支える貴重な財源であるといえます。

歳入（令和7年度当初予算）

歳出（令和7年度当初予算）



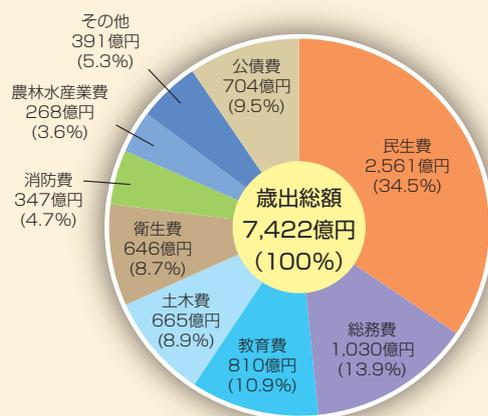
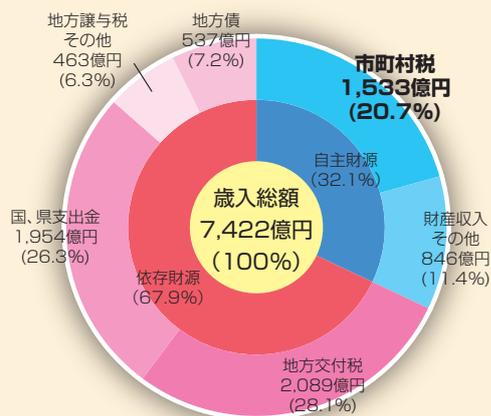
## 市町村の財政

市町村は、上下水道や公営バス、小中学校など、私たちの生活にとって県よりもいっそう身近な仕事をしています。青森県内にある市町村の令和7年度の普通会計当初予算は、歳入・歳出ともに約7,422億円となっています。歳入予算の内訳をみると、市町村税による収入は全体の20.7%を占めています。

市町村税は、自主財源の約3分の2を占めており、市町村にとっても貴重な財源となっています。

歳入（令和7年度当初予算）

歳出（令和7年度当初予算）





## 個人の住民税と成年年齢の関係

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。個人の住民税は、未成年者の場合、前年の所得金額が135万円以下であれば課されませんが、成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の方は、この措置の適用を受けられなくなります。

このため、18歳、19歳の方でも、一定の所得がある場合は、20歳以上の方と同様に、個人の住民税が課されることとなります（国の所得税は、年齢に関係なく一定の所得があれば課されます。）。

就職やアルバイトにより給与を受け取るようになったら、給与明細で、自分がどれだけ税金を納めているか確認してみましょう。

## 令和8年度分の個人の住民税から各種所得控除が改正されます

物価上昇等への対応として、令和8年度分の個人の住民税から各種所得控除の引上げ（給与所得控除55万円→65万円等）やアルバイト等により一定の収入がある大学生年代（19歳から22歳）の子等の親が受けられる新たな控除（特定親族特別控除<最高45万円>）が創設されることになりました。



## 税についてのご相談

税務署、市役所・町村役場または県税事務所では、随時、税についてのご相談を受け付けています。納税者が期限までに納税できないと認められる場合には、徴収が猶予されたり、納期限が延長されることがあります。また、各種の軽減措置も講じられていますので、お気軽にご相談ください。

### ●国税についてのご相談

各地域所管の税務署（青森、弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつの県内7か所）

### ●市町村税についてのご相談 各市町村の税務担当課

### ●県税についてのご相談 各地域所管の県税事務所

県税事務所	所在地・電話	所管地域
青森県中央県税事務所	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (017) 734-9970	青森市、東津軽郡（1市3町1村） 個人事業税、自動車税（環境性能割、種別割）等については県内全域
青森県中南県税事務所	〒036-8345 弘前市蔵主町4 (0172) 32-4341	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡 （3市2町2村）
青森県三八県税事務所	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 (0178) 27-4455	八戸市、三戸郡（1市5町1村）
青森県西北県税事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10 (0173) 34-3141	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡 （2市5町）
青森県上北県税事務所	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (0176) 23-4241	十和田市、三沢市、上北郡（2市6町1村）
青森県下北県税事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (0175) 22-3105	むつ市、下北郡（1市1町3村）

「県税・市町村税インフォメーション」  
ホームページ



<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>

仙台国税局  
ホームページ



<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/index.htm>